

企画提案公募型事業者選定実施要領

【中野区複合施設等整備計画検証支援業務委託】

募集告知	令和8年4月10日（金）
参加表明書等提出期限 及び 質問受付期限	令和8年4月24日（金）午後3時
応募資格審査結果通知 及び 質問に対する回答	令和8年5月14日（木）（予定）
企画提案書等提出期限	令和8年5月21日（木）午後3時
応募者確定通知 及び ヒアリング実施通知 ※ヒアリングの実施	令和8年5月28日（木）（予定） 令和8年6月上旬（予定）
選定結果通知予定時期	令和8年6月下旬（予定）
契約締結予定時期	令和8年7月上旬～中旬（予定）

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区役所8階

中野区総務部契約課契約係

TEL 03-3228-8903

E-mail keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

1 公募の趣旨

区では、中野区有施設整備計画を策定し、当該計画に基づき、計画的に財源を確保しながら区民のニーズに応じたサービス提供することができる区有施設の配置と規模の適正化に向けた再編を進めていくこととしている。当該計画においては、旧鷺宮小学校跡地及び平和の森小学校移転後の跡地において、複合施設等を整備することとしており、当該複合施設等の整備に係る検討に当たって必要となる各種関係法令に適合するための諸条件の整理を行うとともに、複合施設に整備する施設（機能）の配置、敷地の活用レイアウト等の提示を受け、当該複合施設等の検討を進めていく必要がある。

今般、事業者の選定については、複合施設等の整備計画検証支援について、十分な知識と能力を有する事業者から、意欲的で創意工夫のある企画提案を受けて、その専門的知識・能力を活用するため、企画提案公募型事業者選定方式を採用し、事業者の提案に基づき、専門的知識、業務履行能力、社会性・信頼性及び見積額を総合的に判断し、最適な事業者を選定することとする。

2 委託内容

中野区複合施設等整備計画検証支援業務委託
(詳細は、別添仕様書のとおり)

なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで
※契約締結予定時期は、令和8年7月とする。

4 委託料

委託料の予定価格（消費税相当額を除く）は、次の表のとおりとする。

	予定価格（税抜）
令和8年度	28,200,000円
令和9年度	31,700,000円
合計	59,900,000円

※委託経費見積額がこの表の予定価格を超えた場合は、失格とする。

5 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。なお、以下（1）の【業務実績】は、本事業者選定の各書類等における【業務実績】として共通のものとする。応募にあたっては当該【業務実績】について内容を明確に確認できるもの（契約書等の写し）を添付すること。

(1) 以下の【業務実績】を有する事業者であること。

【業務実績】

過去10年度（平成28年度～令和7年度）における、官公庁施設（総延床面積3,000㎡以上）

の新築、再編、改築に係る基本構想（※1）又は基本計画（※2）の策定支援業務を発注元から直接受託し、完了した実績。なお、躯体を維持したまま、内装の改修をすること（リノベーション及び機能の転用含む）に係る実績は本件の【業務実績】として認めない。

※1 施設整備に当たっての基本的な考え方や整備する施設の機能やコンセプトを整理し、施設整備計画の基礎となる計画をいう。

※2 基本構想を基に作成するものであり、基本構想で定めた機能やコンセプトについて、想定利用人数や想定活用方法を踏まえ、各種関係法令等に適合するよう施設配置等図面を簡略的に作成したものであり、基本設計・実施設計の直前に策定する計画をいう。

- (2) 建築コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に規定する建築コンサルタントの登録又は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。なお、契約締結日までの間、有効な登録を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定（契約締結能力を有しない者等）に該当しないこと。
- (4) 参加表明時に東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格を有していること。
- (5) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。
- (6) 中野区契約における暴力団等排除要綱（2012年中野区要綱第148号）に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

6 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、中野区ホームページから電子申請サービス（L o G o フォーム）により申し込むこと。

(1) 提出書類（データ）及び提出期限

		提出書類（データ）	書式	ファイル形式	提出期限
ア 参加表明時	必須	① 参加表明書	様式第1号	P D F ファイルを電子添付	令和8年4月24日(金) 午後3時まで
		② 事業者申告書	様式第2号		
		③ 業務実績等調査票	様式第3号		
		④ 建設コンサルタント登録（登録の更新、登録の追加又は登録の内容の変更を含む）に係る通知等又は建築士事務所登録通知書			
	任意	※ 質問書（ある場合のみ）	質問書様式	E x c e l ファイルを電子添付	
イ 参加申込時	必須	⑤ 参加申込書	様式第4号	P D F ファイルを電子添付	令和8年5月21日(木) 午後3時まで
		⑥ 企画提案書（表紙・本文）	様式第5号		
		⑦ 見積書	様式第6号		
		⑧ 見積額の内訳	様式任意		

(2) 提出方法

はじめに「ア」により参加表明書等を提出し、その後に「イ」に従い必要書類のデータを提出してください。

ア 参加表明書等

中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス（L o G o フォーム）にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して（必要書類P D F 添付含む）、下記の受付期間中に送信すること（窓口、郵送、F A X または電子メールによる提出は不可）。

◆中野区ホームページ「企画提案公募型事業者選定（募集中）」：

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousyasentei-bosyu/index.html>

（右の二次元コードからアクセス可→）



◆受付期間：令和8年4月10日（金）

～令和8年4月24日（金）午後3時必着

なお、参加表明にあたっては、応募者の代表者印を確認するために、東京電子自治体共同運営電子調達サービス受付票（印鑑証明書を含む）のP D F ファイルを添付すること。

イ 参加申込書等

上記アの受付期間終了後、応募資格を満たしていると確認できた事業者に、参加申込書の提出先を記載した電子メールを区から送信する。その内容に従い電子申請サービスにアクセスして、画面の指示に従い入力及び企画提案書等の添付を行い、下記の受付期限までに送信すること。

◆受付期限：令和8年5月21日（木）午後3時必着

ウ なお、失格の場合もその旨を電子メールでお知らせする。令和8年5月15日（金）までにいずれの連絡も届かない場合は、総務部契約課（電話：03-3228-8903）へ連絡すること。

(3) 注意事項

ア 参加表明書の提出がない場合は、参加申込を行えない。

イ 所定の様式は中野区ホームページからダウンロードして作成すること。

ウ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。

エ 受付期間中に電子申請サービスにて正常に受信したものを有効とする。

オ システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、区は責任を一切負わない。

カ 契約の締結にあたっては、区指定の標準約款を使用する。

(4) 企画提案書の作成における注意事項

ア 「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、またはそのおそれのあるものについては記載しないこと。

イ 「企画提案書(本文)」には、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと。（例えば、会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述なども含む）なお、そのような記載があった場合には受理しない。

ウ A 4 判縦左綴じ、文字の大きさ10.5～12ポイント、本文8ページ以内とし、ページ番号を付すること。

エ ファイル形式はP D F とし、保護をかけないこと。

オ パンフレットや資料等、本提案書以外は原則添付不可とする。

(5) 提出書類の審査

前記(2)によりア、イの各提出期限までに提出された書類等については、以下のとおり審査を行う。

ア 電子申請サービス（L o G o フォーム）により、参加表明に係る有効な申請を行った者について

て、前記「5 応募資格」で定める各要件の適否等の状況を区で確認する。

応募資格審査結果は、令和8年5月14日（木）までに電子メールにより通知する。

なお、審査のため提出書類の内容について確認を求める場合があるので、区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

イ 上記アの通知後、電子申請サービス（L o G o フォーム）により、参加申込に係る有効な申請を行った者について、提出書類の確認を区で行う。

提出書類の確認が完了した場合、応募者として確定した旨を、令和8年5月28日（木）までに電子メールにより通知する。

なお、提出書類について、区から内容の確認を求める場合があるので、上記アと同様に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

7 質問及び回答

(1) 質問方法（質問がある場合のみ）

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、前項「6（2）ア」の参加表明書等提出時に電子申請サービス（L o G o フォーム）に添付すること。原則としてそれ以外の手段による質問は受け付けない。

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接、電話等で問い合わせること。

(2) 質問期間

令和8年4月10日（金）から令和8年4月24日（金）まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、令和8年5月14日（木）までに、前記「6（5）ア」の審査により応募資格を満たしていると確認できた全事業者あてに、電子メールにて回答する。

8 ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。

(1) ヒアリング実施通知の発送日（予定）

令和8年5月28日（木）

(2) ヒアリングの実施（予定）

令和8年6月上旬

(3) 場所

中野区役所

なお、詳細は上記（1）の通知により確認すること。ヒアリングに参加できない場合は失格とする。

9 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性・社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

(2) 審査基準

別添、評価基準表のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全参加申込者に対して、令和8年6月下旬頃に書面で通知する。

(4) 契約締結候補者の決定

交渉順位第1位の事業者を中野区との契約締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。

(5) 失格とする場合

企画提案書による評価点（書類審査及びヒアリング審査）のうち、書類審査の評価点合計が16点未満、ヒアリング審査の合計点が4点未満、書類審査（提案内容）の評価16項目のうち4項目以上が1点未満のいずれかの場合は、契約交渉の相手方としない。

評価点合計 91点

①技術力評価 73点		②信頼性・社会性 8点	③価格点 10点
実績	企画提案・ヒアリング		
3点	70点		

※ 価格点 = $50 \times (1 - \text{見積金額} / \text{円}(59,900,000\text{円}))$
ただし、価格評価の上限は10点とする。

10 審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額についてインターネット上にて公表する。

11 その他

(1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は原則認めない。

イ 提出書類の返還は行わない。

ウ 区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。

なお、[企画提案書の取扱いについては、前記「6参加申込方法（4）企画提案書の作成における注意事項」のとおり審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。](#)

エ この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。

(3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。

(5) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

12 問い合わせ先

中野区総務部契約課契約係（区役所8階窓口）

〒164-8501 東京都中野区中野4丁目11番19号

電話番号 03-3228-8903（直通）

電子メールアドレス keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp